

金沢市感染症予防計画

(感染症の予防のための施策の実施に関する計画)

金沢市

令和6年8月

はじめに

金沢市感染症予防計画は、感染症の予防のための施策の実施に関する計画です。感染症の予防及びまん延の防止を目的とし、様々な感染症の発生時に迅速かつ的確に対応できる体制を構築するとともに、まん延の防止のための体制を整備することとしております。

平成 11（1999）年に国は、感染症等に対する人権への配慮から、従来の伝染病予防法を抜本的に見直し、新たに「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）を制定するとともに、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に基づき、感染症発生動向調査の整備、事前対応型行政の体制作り、感染症のまん延防止策の充実、患者等の人権に配慮した適切な医療の提供などの施策を積極的に推進してきました。

令和元（2019）年 12 月に中国武漢市で原因不明の肺炎患者が報告されてから、わずか数か月で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的な流行となりました。

本市においても、令和 2（2020）年 2 月に初めて新型コロナウイルス感染症の患者の発生が確認され、現場の医療体制や保健所体制はひっ迫しました。改めて発熱外来や病床の確保についての法的位置付けによる体制整備等、平時からの感染症危機管理の重要性が浮き彫りとなりました。今回の新型コロナウイルス感染症は、これまで想定していた感染症対策だけでは対応が困難であったことから、新たに発生することが想定される感染症の発生及びまん延に備えるために、法改正が行われました。

改正法は令和 4（2022）年 12 月 9 日に公布され、国、石川県（以下「県」という。）、関係機関の連携協力による入院病床、外来医療、医療人材及び感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、並びに水際対策の実効性の確保等の措置が規定されました。この改正法は一部を除き令和 6（2024）年 4 月 1 日に施行されました。

本計画は、改正法に基づき、感染症対策の一層の充実を図るため、国の基本指針及び石川県が改定した「感染症の予防のための施策の実施に関する計画」（以下「県の予防計画」という。）と整合性を図り策定しました。また、金沢市危機管理計画、金沢市防災マニュアルとも連動して感染症対策を実施します。

目次

計画の概要	1
第1 感染症の予防の推進の基本的な方向.....	3
1 事前対応型行政の構築	3
2 市民に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策.....	3
3 人権の尊重	3
4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応	3
5 本市の果たすべき役割	4
6 市民の果たすべき役割	5
7 医師等の果たすべき役割	5
8 獣医師等の果たすべき役割.....	5
9 予防接種.....	5
第2 感染症の発生の予防のための施策	6
1 基本的な考え方	6
2 感染症発生動向調査のための体制の構築	6
3 結核に係る定期の健康診断.....	7
4 感染症の発生の予防のための対策と食品保健対策及び環境衛生対策の連携.....	7
5 保健所及び環境衛生試験所の役割分担と連携.....	8
6 関係部局の連携体制及び関係団体等との連携.....	8
第3 感染症のまん延の防止のための施策.....	13
1 基本的な考え方	13
2 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院並びに対物措置	13
3 積極的疫学調査の実施体制.....	15
4 指定感染症の発生時の対応.....	15
5 新感染症の発生時の対応	15
6 感染症対策と食品保健・環境衛生対策との役割分担と連携	16

第4	感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究	18
1	基本的な考え方	18
2	本市における調査及び研究の推進	18
3	関係機関及び関係団体との連携	19
第5	病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上	20
1	基本的な考え方	20
2	本市における感染症の病原体等の検査の推進	20
3	総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築	20
4	関係機関及び関係団体との連携	21
第6	感染症の患者の移送のための体制の確保	22
1	基本的な考え方	22
2	感染症の患者の移送のための体制の確保の方策	22
3	関係機関及び関係団体との連携	22
第7	新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備	24
1	基本的な考え方	24
2	外出自粛対象者の健康観察や生活支援等における市町並びに関係機関及び関係団体との連携	24
3	宿泊施設の運営に関する人員体制	24
第8	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重	26
1	基本的な考え方	26
2	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する方策	26
3	その他の方策	26
第9	感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上	29
1	基本的な考え方	29
2	本市における感染症に関する人材の養成及び資質の向上	29

3	医療機関等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上.....	29
4	医師会等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上	29
5	関係各機関及び関係団体との連携	29
第 10	感染症の予防に関する保健所の体制の確保.....	31
1	基本的な考え方	31
2	感染症の予防に関する保健所の体制の確保	31
3	関係機関及び関係団体との連携	32
第 11	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに 医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含 む。）	34
1	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策	34
2	緊急時における県や国との連絡・連携体制	34
4	関係団体との連絡体制	35
5	緊急時における情報提供	35
第 12	その他感染症の予防の推進.....	36
1	施設内感染の防止.....	36
2	災害防疫.....	36
3	動物由来感染症対策.....	36
4	外国人に対する適用.....	37
5	薬剤耐性対策	37
資料編	39
用語一覧	40
感染症法の対象となる感染症定義・類型	42

計画の概要

1 計画の位置づけ

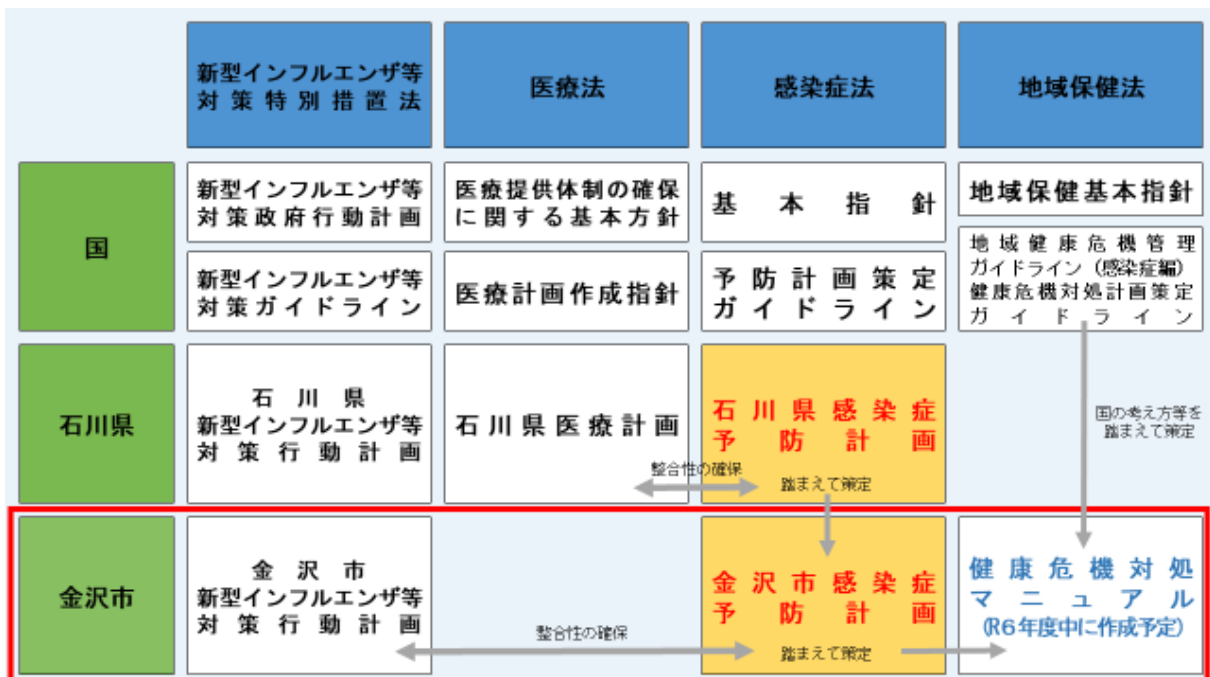
法第10条第14項に基づき、保健所設置市においても予防計画の策定が義務付けられました。本市においても感染症の発生及びまん延時には主体的・機動的に感染症対策に取り組むために、国が定める「基本指針」及び県が改定する「県の予防計画」に即して本計画を策定しました。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第8条に規定する「金沢市新型インフルエンザ等対策行動計画」との整合性の確保を図りました。

さらに、平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めることや予防計画の実行性を担保するため、本計画を踏まえ「金沢市保健所における健康危機対処マニュアル（感染症編）」を作成します。

なお、本計画は本市の都市像「未来を拓く世界の共創文化都市・金沢」の実現に向けた行動計画である「未来共創計画」を上位計画として位置づけております。

予防計画と関連計画との関係



2 計画の期間

計画期間は令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。計画期間内であっても、国の基本方針や県の予防計画の見直し、感染症を取り巻く状況の変化に応じて、必要な見直しを行います。

3 計画の推進体制

(1) 石川県感染症連携協議会

計画の進捗状況を「石川県感染症連携協議会」に報告し、施策推進における評価並びに助言を受けます。

(2) 感染症対策支援検討会

「感染症対策支援検討会」で専門家から感染対策についての知見を求め、計画を推進します。

(3) 庁内感染症連絡会

「庁内感染症連絡会」を開催し関係部局と連携し、計画の進捗状況の確認、計画に基づく施策を推進します。

第1 感染症の予防の推進の基本的な方向

1 事前対応型行政の構築

本市は、平時から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型の行政を推進します。そのため、本市は、県が設置する石川県感染症連携協議会を通じ、本予防計画等について協議を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を毎年報告し、進捗管理を行うことで、平時より感染症の発生及びまん延を防止していくための取組を関係者が一体となってPDCAサイクルに基づく改善を図り、実施状況について検証を行います。

2 市民に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策

本市は、県及び国と連携して、感染症の発生動向や原因に関する情報の収集及び分析を行い、その分析結果や感染症の予防及び治療に必要な情報の市民への積極的な公表を進めつつ、市民個人個人における予防及び感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防を推進します。

3 人権の尊重

(1) 患者等への医療の提供等の環境の整備

本市は、感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者の個人の意思や人権を尊重し、一人一人が安心して社会生活を続けながら良質かつ適切な医療を受けられ、入院の措置がとられた場合には早期に社会に復帰できるような環境の整備に努めます。

(2) 患者等の個人情報の保護と正しい知識の普及

本市は、感染症に関する個人情報の保護には十分留意するとともに、感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求めることを含め、あらゆる機会を通じて正しい知識の普及啓発に努めます。

4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応

感染症の発生は、周囲にまん延する可能性があり、市民の健康を守るための健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応を行います。そのため、感染症の発生状況等の的確な把握が不可欠であり、感染症の病原体の検査を含めた総合的な感染症発生動向調査体制の確立に向けて、疫学的視点を重視し、本市の関係部局及びその他の関係者とも適切に連携し、迅速かつ的確に対応できる体制の整備を行います。また、基本指針及び本予防計画に基づき、健康危機管理の段階に応じた行動計画等の策定及びその周知を通じ、健康危機管理体制の構築を行います。

5 本市の果たすべき役割

(1) 感染症対策の実施に当たっての責務と留意事項

- ア 本市は、国や他の地方公共団体と連携を図り、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策を講ずるとともに、正しい知識の普及、情報の収集及び分析並びに公表、人材の養成及び資質の向上並びに確保、迅速かつ正確な検査体制の整備並びに社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮した医療提供体制の整備等の感染症対策に必要な基盤を整備します。この場合、本市は、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策に関する国際的動向を踏まえるとともに、患者等の人権を尊重します。
- イ 本市は、自宅療養者等の療養環境の整備等、県が実施する施策への協力や感染状況等の情報提供、相談対応を通じて市民に身近な立場から感染症の発生及びまん延の防止を図ります。
- ウ 本市は、感染症の発生の予防及びまん延の防止に係る施策について専門家からの知見を得るための機会を設けます。

(2) 県との連携

- ア 本市は、基本指針及び県の予防計画に即して本市の予防計画を策定することに鑑み、予防計画を立案する段階から、県と相互に連携して感染症対策を行います。
- イ 本市は、保健医療調整コーディネーターの参画する保健医療調整本部の設置、報道機関への感染状況等の情報提供等、県が一元的に施策を実施する場合には、県の求めに応じて、その実施に協力します。

(3) 保健所及び環境衛生試験所の役割と機能強化等の方策

本市は、感染症対策の中核的機関である金沢市保健所（以下「保健所」という。）及び感染症の技術的かつ専門的な機関である金沢市環境衛生試験所（以下「環境衛生試験所」という。）が、それぞれの役割を十分に果たせるよう、体制整備や人材育成等の取組を計画的に行います。

(4) 感染症対応が可能な人材の確保

本市は、平時からの感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、他の都道府県等への人材派遣、国及び他の都道府県等からの人材の受け入れ等に関する体制を構築します。

(5) 近隣の県等の相互協力

本市は、県と連携し、複数の都道府県等にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、近隣の県等や、人及び物資の移動に関して関係の深い都道府県等と相互に協力しながら感染症対策を行います。

6 市民の果たすべき役割

市民は、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努める必要があります。また、感染症の患者等について、偏見や差別により患者等の人権を損なわないようにする必要があります。

7 医師等の果たすべき役割

(1) 医師等の責務

医師その他の医療関係者は、それぞれの立場で本市の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に良質かつ適切な医療を提供するよう努める責務があります。

(2) 病院、診療所、高齢者福祉施設等の開設者等の責務

病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、高齢者福祉施設等の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延の防止のために必要な措置を講ずるよう努める責務があります。

8 獣医師等の果たすべき役割

(1) 獣医師等の責務

獣医師その他の獣医療関係者は、それぞれの立場で本市の施策に協力するとともに、感染症の予防に寄与するよう努める責務があります。

(2) 動物等取扱業者の責務

動物等取扱業者は、自らが取り扱う動物及びその死体（以下「動物等」という。）が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努める責務があります。

9 予防接種

予防接種は、感染源対策、感染経路対策及び感受性対策からなる感染症予防対策の中で、主として感受性対策を受け持つ重要なものです。そのため、本市は、ワクチンに関する正しい知識の普及に努め、市民の理解を得つつ、金沢市医師会、金沢市薬剤師会等の関係団体とも十分連携して、積極的に予防接種を推進していきます。

第2 感染症の発生の予防のための施策

1 基本的な考え方

(1) 事前対応型行政の体制の構築

感染症の発生の予防のための対策においては、第1の1に定める事前対応型行政の構築を中心として、本市が具体的な感染症対策を企画、立案するとともに、実施及び評価を行います。

(2) 食品保健対策及び環境衛生対策との連携

感染症の発生の予防のため、日常行うべき施策は、感染症発生動向調査が中心となりますが、食品保健対策や環境衛生対策についても、感染症の発生と密接に関連することから、関係機関及び関係団体との連携を図りながら対策を進めます。

(3) 適切な予防接種の推進

予防接種による予防が可能であり、ワクチンの有効性及び安全性が確認されている感染症については、実施体制の整備等を進め、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき適切に予防接種が行われるようにします。このため、本市は、金沢市医師会、金沢市薬剤師会等と十分な連携を行い、個別接種の推進や対象者が接種をより安心して受けられるような環境の整備を行います。さらに、市民が予防接種を受けようと希望する場合、予防接種が受けられる場所、医療機関等についての情報を適切に提供します。

2 感染症発生動向調査のための体制の構築

(1) 感染症発生動向調査の実施

感染症発生動向調査を実施することは、感染症の予防のための施策の推進に当たり、最も基本的な事項であり、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の情報収集、分析及び公表について、精度管理を含めて全国的に統一的な体系で進めていきます。

(2) 医療機関等との連携

本市は、診療を行っている医師に対して、感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、金沢市医師会等を通じ、その協力を得ながら、感染症発生動向調査を適切に進めます。

また、法第13条に基づき診断した獣医師から市長への届出が適切に行われるよう石川県獣医師会等の協力を得ながら、周知を図ります。

(3) 感染症届出体制の確立

ア 本市は、感染症発生動向調査を適切に進めていくため、法第12条に規定する届出の義務について、金沢市医師会等を通じて周知を行い、病原体の提出を求めるとともに、迅速かつ効果的に情報を収集するため、デジタル技術の活用について検討を進めます。

イ 法第13条の規定による届出を受けた市長は、当該届出に係る動物等が感染症を人に感染させることを防止するため、保健所、環境衛生試験所等が相互に連携して、速やかに積極的疫学調査の実施その他必要な措置を講じます。

ウ 一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者並びに新感染症にかかっていると疑われる者については、法に基づき健康診断等の感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに患者に対する医療の提供を迅速かつ適切に行ないます。また、四類感染症については、病原体に汚染された場合の消毒、ねずみ族の駆除等の感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があるほか、一部の五類感染症についても、感染の拡大の防止のため迅速に対応する必要があることから、医師から市長への届出が適切に行われるよう金沢市医師会等の協力を得ながら医師への周知を図ります。

エ 二類感染症、三類感染症、四類感染症及び五類感染症の疑似症については、感染症の発生の予防及びまん延の防止のための措置が迅速かつ適切に行われる必要があることから、法第14条に規定する指定届出機関から市長への届出が適切に行われるよう指定届出機関の医師に周知を図ります。また、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の疑似症について、厚生労働大臣が認めたときは、指定届出機関以外の病院又は診療所の医師に対し、市長への届出を求めます。

(4) 病原体に関する情報の収集、分析、公表

感染症の病原体の迅速かつ正確な特定は、患者への良質かつ適切な医療の提供のために不可欠であり、さらに、感染症の発生の予防及びまん延の防止のために極めて重要な意義を有しています。したがって、本市は、環境衛生試験所等を中心として県、保健環境センター、国立感染症研究所、医療機関等と連携し、病原体に関する情報を統一的に収集し、患者に関する情報を含めて収集、分析するとともに公表します。

3 結核に係る定期の健康診断

高齢者、結核発症の危険性が高いとされている特定の集団、発症すると二次感染を起こしやすい職業に就いている者等の定期の健康診断の実施が有効かつ合理的であると認められる者については、重点的な健康診断を実施します。

4 感染症の発生の予防のための対策と食品保健対策及び環境衛生対策の連携

(1) 食品保健対策との連携

感染症対策においては、保健所の感染症対策部門と食品保健部門の効果的な役割分担と連携が必要です。飲食に起因する感染症である食品媒介感染症の予防に当たって、食品の検査及び監視を要する業種や給食施設への発生予防指導については他の食中毒対策と併せて食品保健部門が主体となり、二次感染によるまん延の防止等の情報の公表や指導については保健所の感染症対策部門が主体となることを基本とします。

(2) 環境衛生対策との連携

ア 平時において、水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介する感染症の発生を予防するために、感染症を媒介するねずみ族及び昆虫等（以下「感染症媒介昆虫等」という。）の駆除並びに防鼠及び防虫に努めることの必要性等の正しい知識の普及、蚊を介する感染症が流行している海外の地域等に関する情報の提供、カラス等の死亡鳥類の調査、関係業種への指導等について、保健所の感染症対策部門と環境衛生部門が連携して実施します。

イ 平時における感染症媒介昆虫等の駆除並びに防鼠及び防虫は、感染症対策の観点からも重要です。この場合の駆除並びに防鼠及び防虫については、民間事業者等と連携し、適切に実施します。また、その際には、過剰な消毒及び駆除とならないように配慮します。

5 保健所及び環境衛生試験所の役割分担と連携

保健所は、市民への情報提供、保健指導などを行うほか、関係機関への情報提供、技術的・専門的指導に当たるなど、本市における感染症対策の中核的機関としての役割を果たします。また、環境衛生試験所は、本市における感染症の技術的かつ専門的な機関として、保健所や県保健環境センターとの連携の下に、感染症の調査、試験検査及び感染症に関する情報の収集、分析などを行います。

6 関係部局の連携体制及び関係団体等との連携

(1) 本市の関係部局間の連携体制

ア 保健所の感染症対策部門、食品保健部門、環境衛生部門等は、平時から適切な連携を図り、感染症の予防を効果的かつ効率的に進めます。

イ 保健所は、保育所等を所管する児童福祉部門及び学校等を所管する金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と連携し、感染症の予防に関する知識の普及を図るとともに、各施設における感染症の発生状況に関する情報を収集することにより、子どもに係る感染症の予防を効果的かつ効率的に進めます。

ウ 保健所は、高齢者施設及び障害者施設（以下「高齢者施設等」という。）を所管する高齢者・障害者福祉部門と連携して、施設における感染防止対策に係る研修・講習を実施するとともに、各施設における感染症の発生状況に関する情報を収集することにより、高齢者及び障害者に係る感染症の予防を効果的かつ効率的に進めます。

(2) 医師会等の関係団体や高齢者施設等との連携

ア 本市は、感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくため、金沢市医師会、金沢市歯科医師会、金沢市薬剤師会、石川県看護協会等の医療に係る専門職能団体との連携体制を構築します。

イ 本市は、高齢者施設等に対し、適切な情報提供を行い、感染症の予防に関し適切な連携を図ります。

(3) 保健所間の連携

保健所は、広域での感染症対応に備えて、県内の他の保健所との連携強化を図ります。特に、同一の二次医療圏内にある石川中央保健福祉センターとは、平時から感染症に係る研修会の共同開催等を通じて、緊密な連携体制を構築します。

(4) 検疫所との連携

本市は、金沢港を管轄する新潟検疫所金沢・七尾出張所と感染症の病原体の侵入や感染症患者の発生等の情報共有を図ります。

感染症対策に関する取り組み（事業等）

事業名	内容	今後の方向性	担当課
1-(2)(3) 乳児保育給食巡回	保育施設の感染症対策（予防接種接種状況）・給食管理について確認・助言	継続	幼児教育センター
1-(3) 市立保育所児童の麻疹・風疹第2期予防接種勧奨	麻疹風疹第2期予防接種の接種者数の把握と未接種者に対し接種を勧奨	継続	幼児教育センター
1-(3) 予防接種推進業務	有効性及び安全性が認められているワクチンについて予防接種券の送付等を行い、適切に予防接種の普及啓発を実施	継続	健康政策課
1-(3) 元気に育て！赤ちゃん訪問事業	乳幼児期の予防接種に関する助言・接種勧奨	継続	福祉健康センター総務課
1-(3) 産婦訪問	風疹抗体価の低い産婦に対し、予防接種を勧奨	継続	福祉健康センター総務課
1-(3) 乳幼児健康診査	乳幼児期の予防接種に関する助言・接種勧奨	継続	福祉健康センター総務課
2 感染症発生動向調査の実施	医師、獣医師から保健所に届出された感染症情報や病原体検査結果を国に報告。また、専門家による解析結果を市民や医療機関に還元することで感染症の発生・拡大を防止	継続	地域保健課
3 結核検診（すこやか検診、集団検診）	65歳以上の市民に対して、結核検診（胸部エックス線検査）を実施	継続	健康政策課
3 結核の定期健康診断の報告	特定の事業者等に対し、結核健康診断の実施を義務づける事により、結核の予防を推進	継続	地域保健課

事業名	内容	今後の方向性	担当課
6-(1) 感染症庁内連絡会の開催	庁内の関係部局と感染症対策について共有	継続	地域保健課
6-(1) 介護保険サービス事業等運営指導	介護保険サービス事業所を対象に、定期的に実地で行う指導において、感染症の予防及びまん延防止のための措置（対策等を検討する委員会の定期的な開催、指針の策定、及び研修訓練等）が実施されているかの確認、及び助言を実施	継続	介護保険課
6-(1) 障害福祉サービス事業等運営指導	障害サービス事業所等を対象に、定期的に実地で行う指導において、感染症の予防及びまん延防止のための措置（対策等を検討する委員会の定期的な開催、指針の策定、及び研修訓練等）が実施されているかの確認、及び助言を実施	継続	障害福祉課
6-(3) 石川中央保健福祉センターとの連携強化	石川中央保健福祉センターと結核医師研修会の共同開催等を通して連携を強化	継続	地域保健課
風しん抗体検査事業	先天性風しん症候群の予防のため、妊娠を希望する女性等に対して、予防接種が必要である者を抽出するための抗体検査を実施	継続	地域保健課
H I V検査・相談 性感染症検査・相談	H I V・性感染症の予防に必要な施策を講ずるとともに、H I V・性感染症に正しい知識の普及を実施	継続	地域保健課

事業名	内容	今後の方向性	担当課
ウイルス性肝炎相談・検査	B・C型肝炎についての不安を解消するとともに、検査を実施し早期発見により、医療につなげることで重症化を予防	継続	地域保健課
保育園サーベイランスシステムの活用	感染所の発生状況を把握し、保育施設への感染症対策の助言及び医療機関への情報提供の実施	継続	地域保健課
保育園サーベイランス	保育施設での感染症発生状況を把握できるよう、施設に輸入を依頼	継続	保育幼稚園課
保育園サーベイランス	保育施設での感染症発生状況を確認し、助言を実施	継続	幼児教育センター
保育施設等に在籍する医療的ケア児の巡回	医療的ケア児を受け入れている保育施設等の感染症対策について確認・助言を実施	新規	幼児教育センター
保育士等の検便検査	保育士等の検便検査にかかる費用に対し、補助を実施	継続	保育幼稚園課
妊婦健康診査	妊婦健康診査として、梅毒血清反応検査、風疹抗体検査、HBs抗原検査、HCV抗体検査、HIV抗体検査、HTLV-1抗体検査、性器クラミジア検査を実施	継続	福祉健康センター総務課
HBs抗原陽性またはHCV抗体陽性妊婦への保健指導	妊婦の健康管理について助言。HBs抗原陽性の場合、児の感染予防処置について保健指導を実施	継続	福祉健康センター総務課

第3 感染症のまん延の防止のための施策

1 基本的な考え方

(1) 適切な予防措置と医療の提供

感染症のまん延の防止のための対策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立ち、迅速かつ的確に対応するとともに、その際に患者等の人権を尊重することが重要です。

また、市民個人個人の予防及び良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進を図っていく必要があります。

(2) 情報提供等

感染症のまん延の防止のため、県と本市は連携して感染症発生動向調査の集計・分析結果の公表、感染症の医療に関する情報の提供を行い、必要に応じて調査、保健指導を行います。また、本市は、市民がこれらの情報を活用して自ら予防に努め、健康を守る努力ができるように支援します。

(3) 人権への配慮等

対人措置等一定の行動制限を伴う対策を行うに当たっては、必要最小限のものにするとともに、患者等の人権を尊重します。また、対人措置及び対物措置を行うに当たっては、感染症発生動向調査等により収集した情報を適切に活用します。

(4) 関係機関等との連携体制

事前対応型行政を進める観点から、本市においては、感染症が集団発生した場合における金沢市医師会や高齢者施設等の関係団体等、県及び近隣の市町との役割分担及び連携体制について、あらかじめ定めておきます。

2 検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院並びに対物措置

(1) 対人措置に当たっての基本的考え方

対人措置を講ずるに当たり、感染症の発生及びまん延に関する情報を対象となる患者等に提供し、その理解と協力を求めながら行います。また、人権の尊重の観点から、対人措置は必要最小限にするとともに、審査請求に係る教示等の手続及び法第20条第6項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行います。

(2) 検体の採取等への対応

検体の提出若しくは検体の採取に応じるべきことの勧告又は検体の採取の措置の対象者は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者若しくは感染症の患者と接触した者など、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者、又は新感染症の所見がある者若しくは新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者としします。

(3) 健康診断への対応

健康診断の勧告等については、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮した上で、当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者を対象とします。また、法に基づく健康診断の勧告等以外にも、市長は、必要と認めた場合は、情報の公表を的確に行うことにより、市民が自発的に健康診断を受けるよう勧奨します。

(4) 就業制限への対応

就業制限については、その対象者の自覚に基づく自発的な休暇、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等により対応することが基本であり、保健所は、対象者その他の関係者に対し、このことの周知等を行います。

(5) 入院への対応

入院の勧告等に基づく入院においては、医師から患者等に対して十分な説明を行い、患者の同意に基づいた医療の提供が基本です。入院後も、必要に応じて十分な説明と相談を行い、患者、家族及び関係者の精神的不安の軽減を図ります。

保健所長が入院の勧告を行うに際しては、保健所の職員から患者等に対して、入院の理由、退院請求、審査請求に関する事等、入院の勧告の通知に記載する事項を含め十分な説明を行います。また、入院勧告等を実施した場合にあっては、保健所は、講じた措置の内容、提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成するなど統一的な把握を行います。

(6) 退院請求への対応

入院の勧告等に係る患者等が法第22条第3項に基づく退院請求を行った場合には、保健所長は医療機関と連携し、当該患者が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行います。

(7) 感染症の診査に関する協議会

市長は、法第24条の規定に基づき保健所に感染症診査協議会を設置します。

感染症診査協議会については、感染症のまん延の防止の観点から、感染症に関する専門的な判断を行うことは当然のことながら、患者等への医療及び人権の尊重の視点も必要なことから、市長は、感染症診査協議会の委員の任命に当たっては、この趣旨を十分に考慮します。

(8) 消毒その他の措置

消毒、ねずみ族及び昆虫等の駆除、物件に対する措置、建物への立入制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置を講ずるに当たり、市長及び保健所長は、可能な限り関係者の理解を得ながら実施します。また、これらの措置は、個人の権利に配慮しつつ、必要最小限とします。

3 積極的疫学調査の実施体制

(1) 積極的疫学調査の必要性

積極的疫学調査については、対象者の協力が得られるようその趣旨をよく説明し、理解を得ることに努めます。また、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者については、正当な理由なく応じない場合には、指示、罰則の対象となることを、人権に配慮しあらかじめ丁寧に説明します。

(2) 積極的疫学調査の実施

ア 積極的疫学調査は、次の場合に的確に実施します。

- (ア) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者が発生し、又は発生した疑いがある場合
- (イ) 五類感染症発生の状況に異状が認められる場合
- (ウ) 国内で発生していない感染症であって国外でまん延しているものが発生するおそれがある場合
- (エ) 動物が人に感染させるおそれがある感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合
- (オ) その他市長が必要と認める場合

積極的疫学調査を実施する場合には、保健所の感染症対策部門と環境衛生部門、動物愛護部門、環境衛生試験所等が密接な連携を図ることにより、市内における流行状況の把握並びに感染源及び感染経路の究明を迅速に進めます。

イ 積極的疫学調査を実施する際には、必要に応じて国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、県保健環境センター、他の都道府県等の地方衛生研究所、金沢市医師会等の関係団体などの協力を得ながら実施します。また、他の都道府県等から協力の求めがあった場合は、必要な支援を積極的に行います。

ウ 本市は、積極的疫学調査により得られた結果を、金沢市医師会等の関係団体及び関係機関に情報提供するとともに、県との情報交換を通じて感染症対策に活用します。

4 指定感染症の発生時の対応

市長は、指定感染症が政令で定められた場合には、市民や医療機関等関係機関に対して、適時に的確な情報を提供するとともに、国や県と連携して必要な対策を実施します。

5 新感染症の発生時の対応

市長は、新感染症に該当する疾患として患者を診断した医師から届出を受けた場合には、国及び県と密接な連携を図り、技術的指導及び助言に基づき必要な対策を実施します。

6 感染症対策と食品保健・環境衛生対策との役割分担と連携

(1) 感染症のまん延の防止と食品保健対策の連携

- ア 食品媒介感染症が疑われる疾患が発生した場合には、保健所長の指揮の下、保健所の食品保健部門が主として病原体の検査を行うとともに、保健所の感染症対策部門が患者に関する情報を収集し、相互に連携を図りながら、迅速な原因究明を行います。
- イ 病原体、原因食品、感染経路等が判明した場合には、保健所の食品保健部門は一次感染を防止するため、原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行うとともに、保健所の感染症対策部門は食品保健部門と連携して必要な措置を講じます。
- ウ 二次感染による感染症のまん延を防止するために、保健所の感染症対策部門は感染症に関する情報の公表、その他必要な措置を講じます。
- エ 原因となった食品等の究明のために、保健所は、環境衛生試験所、県保健環境センター、国立試験研究機関等との連携を図ります。

(2) 感染症のまん延防止と環境衛生対策の連携

- 水や空調設備、ねずみ族及び昆虫等を介した感染症のまん延の防止のため、保健所の感染症対策部門は、環境衛生部門と連携して対策を講じます。

感染症対策に関する取り組み（事業等）

事業名	内容	今後の方向性	担当課
1-(4) 感染症報告	保育施設で感染症が一定以上発生した場合に報告を依頼	継続	保育幼稚園課
2-(3) 接触者の健康診断	家族や接触者の検診等を行い、感染拡大を防止	継続	地域保健課
2-(4) (5) 入院勧告・就業制限の実施	一類・二類感染症、指定感染症、新型インフルエンザ等感染症患者に対し、病院に入院し治療することを勧告、一類・二類・三類感染症、指定感染症、新型インフルエンザ等感染症患者に一定の業務に従事することを制限する	継続	地域保健課
2-(4) (5) 入院勧告・就業制限に関する通知へのSNSの活用	入院勧告や就業制限の通知をSNSを活用し行う	検討	地域保健課
2-(7) 感染症診査協議会	入院勧告や就業制限について学問的、専門的及び法律的観点から診査する	継続	地域保健課
3-(1) (2) 積極的疫学調査の実施	感染症などの色々な病気について、発生した集団感染の全体像や病気の特徴などを調べることで、今後の感染拡大を防止	継続	地域保健課
3-(1) (2) 音声解析AI電話による積極的疫学調査のサポート	積極的疫学調査における電話業務の内容を文字化・AIにより解析	検討	地域保健課

第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究

1 基本的な考え方

感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進されるべきものであり、感染症及び病原体等に関する調査及び研究は、感染症対策の基本です。このため、本市においても、国が提示する方向性に合わせて、関係研究機関との連携の確保、調査及び研究に携わる人材の育成等の取組を積極的に推進するほか、調査・報告等に係るデジタル化の推進を図ります。

2 本市における調査及び研究の推進

(1) 調査及び研究の推進体制の確立

感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進に当たっては、本市における感染症対策の中核的機関である保健所が感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関である環境衛生試験所や地域における感染症医療の中核的機関である感染症指定医療機関と、連携を図りつつ、計画的に取り組みます。

(2) 保健所の役割

保健所は、感染症対策の中核的機関との位置付けから、感染症対策に必要な疫学的調査及び研究を環境衛生試験所との連携の下に進め、本市における総合的な感染症の情報の発信拠点としての役割を果たします。

(3) 環境衛生試験所の役割

環境衛生試験所は、感染症及び病原体等の技術的かつ専門的な機関として、県及び本市の関係部局並びに保健所との連携の下に、感染症及び病原体等の調査及び研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報等の収集、分析等の業務を担います。

(4) 情報の収集及び調査の推進

ア 感染症及び病原体等に関する情報の収集及び調査においては、本市における感染症の発生の動向やそれらに対する対策等を含めた地域の環境や当該感染症の特性等に応じた取組が重要となることから、その取組に当たっては、疫学的な知識及び感染症対策の経験を有する職員を活用します。

イ 感染症の発生届及び積極的疫学調査に関する情報を迅速かつ効率的に収集し、感染症対策の推進に活かしていくため、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師が本市に対して届出等を行う場合には感染症サーベイランスシステムを用いた電磁的方法によることとし、保健所においては届出等による情報と収集した様々な情報について、個人を特定しないようにした上で、分析します。

ウ 本市は、新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者が入院した場合や当該患者又は所見がある者が退院又は死亡した場合において、厚生労働省令で定める感染症指定医療機関の医師が電磁的方法で報告することが可能となる方策を検討します。

3 関係機関及び関係団体との連携

本市が、感染症及び病原体等に関する調査及び研究をするに当たっては、保健所、環境衛生試験所、大学及び国立感染症研究所をはじめとする関係機関、金沢市医師会等の関係団体と適切な役割分担を行うとともに、相互に十分な連携を図ります。

感染症対策に関する取り組み（事業等）

事業名	内容	今後の方向性	担当課
2-(2) 感染症動向についての情報発信体制の整備	ホームページ等で市民にわかりやすい情報を発信	拡充	地域保健課
2-(4) 医師からの発生届の電磁的方法による報告の推進	発生届を医療機関がNESID（感染症サーベイランスシステム）に入力し保健所に報告するよう依頼	拡充	地域保健課

第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上

1 基本的な考え方

(1) 検査体制等の充実

ア 感染症対策において、病原体等の検査の実施体制及び検査能力（以下「病原体等の検査体制等」という。）を十分に有することは、人権の尊重の観点や感染の拡大防止の観点から極めて重要です。

イ 環境衛生試験所等の各関係機関における病原体等の検査体制等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）に基づき整備し、管理することが重要です。

ウ 本計画期間における環境衛生試験所の検査実施件数目標と検査機器の整備数は次のとおりとします。

○検査実施件数 100件/日

○検査機器整備数 リアルタイムPCR装置3台

(2) 感染症指定医療機関等への支援

本市は、感染症指定医療機関のみならず、一般の医療機関における検査、民間の検査機関等における検査等に対し、県と協力して技術的支援等を実施します。

2 本市における感染症の病原体等の検査の推進

(1) 環境衛生試験所における検査

ア 本市は、環境衛生試験所が十分な試験検査機能を発揮できるよう、計画的な人員の確保や配置を行う等、平時から体制整備を行います。

イ 環境衛生試験所は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新興感染症」という。）の発生初期において検査を担うことを想定し、平時からの研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備の整備、検査試薬等の物品の確保等を通じ、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、市内の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集及び提供や技術的指導を行い、質の向上を図ります。また、県保健環境センターや他の都道府県等の衛生検査所等と連携して、迅速かつ的確に検査を実施します。

(2) 民間検査機関等と連携した検査体制の整備

本市は、新興感染症のまん延時に備え、民間検査機関や医療機関と連携した検査体制を速やかに整備できるよう、平時から県と協力して計画的に準備を行います。

3 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築

感染症の病原体等に関する情報の収集、分析及び公表は、患者に関する情報とともに、感染症発生動向調査の言わば車の両輪として位置付けられます。このため、保健所は「石

川県感染症発生動向調査事業実施要綱」に基づき病原体等に関する情報を収集し、県に提供することにより、患者情報と病原体情報の迅速かつ総合的な分析及び公表が行われるようにしていきます。

4 関係機関及び関係団体との連携

病原体等の情報の収集については、金沢市医師会等の関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら進めます。また、特別な技術が必要とされる検査については、環境衛生試験所が国立感染症研究所、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、大学の研究機関、県保健環境センター等と相互に連携を図って実施します。

感染症対策に関する取り組み（事業等）

事業名	内容	今後の方向性	担当課
1-(1)、2-(1)、4 感染症検査体制の強化	予防計画に基づく新興・再興感染症検査件数を実施可能な体制に強化、国立感染症研究所との連携・協力の強化、健康危機対処マニュアルの作成	新規	試験検査課
感染症防疫検査	地域保健課からの依頼に基づき、法に規定される微生物検査等を実施	継続	試験検査課
検査施設精度管理	検査の信頼性を確保するため分析機器定期点検の実施及び国が実施する外部制度管理事業への参加	継続	試験検査課
衛生検査所精度管理	「臨床検査技師等に関する法律」に基づく、衛生検査所に対する立ち入り検査等	継続	試験検査課

第6 感染症の患者の移送のための体制の確保

1 基本的な考え方

保健所長が入院を勧告した患者又は入院させた患者の医療機関への移送は、保健所長が行う業務とされています。その体制の確保に当たり、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の発生及びまん延時に、積極的疫学調査等も担う保健所のみでは対応が困難な場合において、本市の関係部局との役割分担や消防局との連携、民間事業者等への業務委託等を図ります。

2 感染症の患者の移送のための体制の確保の方策

(1) 感染症の患者の移送に係る役割分担

感染症の患者の移送について、平時から本市の関係部局と連携し、役割分担、人員体制の整備を図ります。

(2) 消防局との役割分担

消防局と連携し、感染症の患者の病状を踏まえた移送の対象及び感染症の特性を踏まえた安全な移送体制の確保について、本市の救急搬送体制の確保にも十分留意して役割分担を協議します。

(3) 車両の確保及び民間移送機関との役割分担

本市は、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症の発生に備え、移送に必要な車両を確保するとともに、保健所のみでの対応が困難となる場合は、県と連携し、民間移送機関や民間救急等への業務委託を検討します。

(4) 移送訓練や演習の実施

一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は疑似症並びに新感染症の所見がある者若しくは当該新感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者の発生に備え、平時から、関係者を含めた移送訓練や演習等を計画し、定期的実施します。

3 関係機関及び関係団体との連携

法21条又は法47条の規定に基づく移送を行うに当たり、県の保健医療調整本部会議等を通じて、新興感染症の疑われる傷病者を受け入れる医療機関の情報を消防局と共有し、円滑な移送が行われるよう努めます。

本市は、消防局が移送した傷病者が、法に基づく届出が必要な患者（法第12条第1項第1号等に規定する者）であった場合には、医療機関から消防局に対して当該感染症に関する情報を適切に提供するよう働きかけます。

感染症対策に関する取り組み（事業等）

事業名	内容	今後の方向性	担当課
2-(2) 消防局との連携会議	有事に備え役割分担、協力体制について協議する	新規	地域保健課
2-(2) 感染症の患者の移送	関係部局と連携し安全な移送体制の確立	継続	消防局警防課
2-(3) 移送訓練・移送のための車両の確保	移送の訓練と定期的なアイソレーターの点検及び移送車の整備を実施	継続	地域保健課

第7 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備

1 基本的な考え方

本市は、新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の外出自粛対象者（外出自粛に係る法の規定が適用される指定感染症にあたっては、当該感染症の外出自粛対象者。以下「外出自粛対象者」という。）について、体調悪化時に、適切な医療につなげることができる健康観察の体制を整備します。また、外出自粛により、生活上必要な物品等の入手が困難となることから、本市は、外出自粛対象者に対して、生活上の支援を行います。

また、高齢者施設等や障害者施設等は、外出自粛者が当該施設において過ごす場合に施設内で感染がまん延しないような環境を構築する必要があります。

2 外出自粛対象者の健康観察や生活支援等における市町並びに関係機関及び関係団体との連携

(1) 健康観察の体制確保

本市は県と連携し、医療機関や金沢市医師会、金沢市薬剤師会、石川県看護協会や民間事業者への委託等を活用し、外出自粛対象者の健康観察の体制を確保します。

(2) 生活支援の実施

本市は外出自粛者が外出しなくとも生活できるようにするため、民間業者への委託を活用しつつ食料品等の生活必需品等を支給するなどの支援を行います。併せて、自宅療養時においても薬物療法を適切に受けられるように必要な医薬品を支給できる体制を県と連携して確保します。また、介護保険の居宅サービスや障害福祉サービス等を受けている場合は、適切な支援が受けられるよう民間事業者等と連携していきます。

(3) ICTの活用

本市は、健康観察や生活支援等を効率的に行うために、ICTを積極的に活用します。

(4) 高齢者施設等における感染症のまん延の防止

本市は、医療機関等と連携し、高齢者施設等や障害者施設等において、ゾーニング等の感染対策の助言を行うことができる体制を平時から確保します。これにより、新興感染症の発生及びまん延時において施設内における感染症のまん延を防止します。

3 宿泊施設の運営に関する人員体制

本市は、県が宿泊療養施設を開設した場合に、県の求めに応じて必要な人員を派遣する等、その運営に協力します。

感染症対策に関する取り組み（事業等）

事業名	内容	今後の方向性	担当課
2-(3) A I 電話・オンラインの活用	A I 電話やオンラインを利用した健康観察の実施	検討	地域保健課
2-(3) 音声解析 A I 電話の活用	健康観察における電話業務の内容を文字化・A I による解析	検討	地域保健課
2-(3) 生活支援等の申請時にオンラインの活用	電子申請等を利用した申請システムを活用し、生活支援を実施	継続	地域保健課
2-(4) 感染症対策支援検討会（福祉施設等）	医師や看護師等に感染症対策についての専門的知見を求め、連携して福祉施設等を支援	継続	地域保健課
2-(4) 福祉施設への感染症発生時早期介入	福祉施設で感染症の発生時には、早期介入し、支援することで感染拡大を防止	継続	地域保健課

第8 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重

1 基本的な考え方

本市は、感染症の発生動向に関する適切な情報の公表、感染症とその予防に関する正しい知識の普及を行います。医師等は、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供する必要があります。市民は、感染症について正しい知識を持ち、自らが予防するとともに、患者等が差別を受けることがないように配慮する必要があります。

さらに、本市は、感染症のまん延の防止のための措置を行うに当たっては、人権を尊重した上でを行います。

2 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する方策

(1) 本市の役割

本市は、診療、就学、就業、交通機関の利用等の場面における患者等への差別や偏見の排除、予防についての正しい知識の普及のため、パンフレットの作成、各種研修の実施等を行い、また、感染症の患者の円滑な職場復帰や児童生徒の再登校のための必要な施策を講じます。

感染症に関する啓発及び知識の普及を図っていく上で、学校や職場を活用することは効果的かつ効率的であるため、保健所の感染症対策部門と教育委員会等が連携を図りながら、必要な施策を講じていきます。特に、学校教育の場においては、感染症や予防接種に関する正しい知識の普及が求められます。また、保健所は、本市における感染症対策の中核的機関として、感染症についての情報提供、相談などの市民に身近なサービスの充実を図ります。

(2) 個人情報の流出防止の方策

本市は、患者に関する個人情報の流出防止のため、関係職員に対する研修、医療機関に対する注意喚起等を行います。

3 その他の方策

(1) 医師の届出事実の通知

患者等のプライバシーを保護するため、本市は、医師が市長へ感染症患者に関する届出を行った場合に、状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等を通知するよう働きかけます。

(2) 報道機関との連携

報道機関においては、常時、的確な情報を提供することが求められているため、感染症に関し、誤った情報や不適切な報道がなされないように、本市は、平時から報道機関との連携を図っていきます。

(3) 患者等のプライバシーの尊重

市民や関係機関への情報提供に当たり、患者等の個人情報については、感染症の予防とまん延の防止に必要な最小限度のものとし、患者等のプライバシーの尊重に努めます。

(4) 県との連携

本市は、県との密接な連携を図るため、連絡会議等を通じて、情報交換を行います。

感染症対策に関する取り組み（事業等）

事業名	内容	今後の方向性	担当課
2-(1) 感染症予防の普及啓発の強化	感染症予防のためのチラシ、ポスターを作成、配布、出前講座の開催、ホームページ、公式ライン、公式YouTube配信等	継続	地域保健課
2-(1) 教育委員会との連携	児童や保護者に向けた手洗いチラシを小・中学校で配布	継続	地域保健課
2-(1) 健康教育	ほけんだより・職員向け保健衛生資料の配布、市立保育所の園児・職員向けに感染症対策や嘔吐処理の健康教育を実施	継続	幼児教育センター
2-(1) 健康教育推進プラン 2024	健康課題の「けがの防止／病気の予防」について学校・家庭・行政が連携、協同して健康教育に取り組む	継続	学校指導課
2 医師向け研修会の開催	結核や感染症に関する研修会の開催	継続	地域保健課
2 かなざわ健康塾	公民館での健康講座等の機会に感染症予防に関する普及・啓発を実施	継続	福祉健康センター総務課
2 妊娠届出時の保健指導	風疹をはじめとした感染症予防に関する保健指導を実施	継続	福祉健康センター総務課
2 母子保健健康教育	すくすく育児教室や地域子育てサロン等での講話の機会に感染症予防に関する普及・啓発を実施	継続	福祉健康センター総務課
2 母子健康手帳アプリ	妊娠週数や児の月齢、感染症の流行時期に応じて、妊婦の風疹抗体検査や乳幼児予防接種、インフルエンザ・ノロウイルス予防について配信	継続	福祉健康センター総務課

第9 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上

1 基本的な考え方

新興感染症、再興感染症などの多様な感染症の発生に備え、医療現場で患者の治療に当たる感染症の医療専門職、高齢者施設等でクラスターが発生した場合に適切な感染拡大防止対策を行うための感染管理の専門家、感染症の疫学情報を分析する専門家、そして行政における感染症対策の政策立案を担う人材など、多様な人材が必要となります。本市は、これら必要とされる感染症に関する人材の確保のため、感染症に関する幅広い知識や研究成果の医療現場への普及等の役割を担うことができる人材の養成に努めます。

2 本市における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

(1) 市職員の資質の向上

市長は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症対策・感染症検査等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース（FETP-J）等に保健所及び環境衛生試験所職員等を積極的に派遣するとともに、感染症に関する講習会等を開催すること等により保健所の職員等に対する研修の充実を図り、これらにより感染症に関する知識を習得した者を保健所や環境衛生試験所等において活用していきます。

(2) 数値目標

本計画期間における保健所職員等に対する年間研修訓練回数の目標は次のとおりです。

○保健所職員等に対する年間研修訓練回数 年1回以上

3 医療機関等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

感染症指定医療機関においては、感染症対応を行う医療従事者等に新興感染症の発生を想定した研修・訓練を実施すること又は国、県、本市若しくは医療機関が実施する当該研修・訓練に医療従事者を参加させることにより、体制強化を図る必要があります。また、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間においては、感染症医療担当従事者等を他の医療機関、宿泊施設及び高齢者施設等に派遣できるように平時から研修や訓練の実施に努める必要があります。

4 医師会等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

本市は、金沢市医師会等の関係団体が、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行うことを働きかけます。

5 関係各機関及び関係団体との連携

本市は、各関係機関及び関係団体が行う研修へ職員を積極的に参加させるとともに、その人材の活用に努めます。

感染症対策に関する取り組み（事業等）

事業名	内容	今後の方向性	担当課
2-(2) 保健所職員等に対する実践型訓練の実施	個人防護具の着脱や検体搬送、積極的疫学調査等の実践型訓練を実施	拡充	地域保健課
2-(1) 感染症に関する専門家の養成	実地疫学専門家養成コース（F E T P - J）等感染症に関する積極的派遣	継続	地域保健課
児童福祉施設への立ち入り調査	感染症又は食中毒が発生し、またはまん延しないように、職員に対し研修・訓練の定期的な実施を確認	継続	こども相談センター
金沢市保育所(園)・認定こども園・幼稚園職員研修会	保育施設職員向けの感染症対策・給食管理の研修会を開催	継続	幼児教育センター
介護保険サービス事業等運営指導	再掲 第2	継続	介護保険課
障害福祉サービス事業等運営指導	再掲 第2	継続	障害福祉課
院内職員へ感染対策に関する研修	院内職員を対象に、感染対策に関する知識や手技獲得のため研修を実施	継続	市立病院
技術研修会や地方衛生研究所関連の研究会等への職員派遣	検査技術の向上及び最新知見習得のための職員派遣	継続	試験検査課

第10 感染症の予防に関する保健所の体制の確保

1 基本的な考え方

保健所は、本市における感染症対策の中核的機関として、地域保健法に基づき厚生労働大臣が策定する基本指針とも整合性をとりながら、必要な情報の収集、分析、対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーション等を行うとともに、感染症の感染拡大時にも地域保健対策を継続する必要があります。また、平時から有事に備えた体制を構築し、有事の際には速やかに体制を切り替えることができる仕組みを整えます。

保健所においては、感染症発生時に迅速に対応できるよう、感染症に関する情報が、責任者に対して迅速かつ適切に伝達され、一元的に管理される体制を構築します。併せて、外部人材の活用も含めた必要な人員の確保、受入体制の整備、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を通じて、平時から計画的に健康危機発生時に備えた保健所の体制整備を行います。体制整備に当たっては、業務の一元化、外部委託、ICT活用も視野に入れて検討します。

2 感染症の予防に関する保健所の体制の確保

(1) 平時からの調整

本市は、感染症の発生に備え、県や本市の関係部局間の役割分担や連携内容を平時から調整しておきます。また、感染症のまん延が長期間継続することも考慮し、必要となる保健所の人員数を想定し、感染症発生時において、体制を迅速に切り替えることができるようにしておきます。

(2) 感染症拡大時の人員体制等の整備

本市は、広域的な感染症のまん延の防止の観点から、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施するために、感染症の拡大を想定し、保健所における人員体制や設備等を整備します。体制の整備に当たっては、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄をはじめ、業務の外部委託や県における一元的な実施、ICTの活用などを通じた業務の効率化を積極的に進めます。また、地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第1項に規定する者（以下「I H E A T要員」という。）や本市の関係部局からの応援体制を含めた人員体制、受入体制の構築（応援派遣要請のタイミングの想定も含む。）を図るとともに、市民及び職員等の精神保健福祉対策等を実施します。

(3) I H E A T要員の養成

加えて、本市はI H E A T要員の確保や研修、連絡体制の整備やI H E A T要員及びその所属機関との連携の強化などを通じて、I H E A T要員による支援体制を確保します。

保健所においては、平時から県と連携して、I H E A T要員への実践的な訓練の実施や支援を受けるための体制を整備するなどI H E A T要員の活用を想定した準備を行います。

(4) 総合的なマネジメントを担う保健師の配置

本市は、市内の健康危機管理体制を確保するため、保健所に保健所長を補佐する統括保健師等の総合的なマネジメントを担う保健師を配置します。

(5) 数値目標

流行開始から1か月間に想定される業務量に対応する保健所の人員確保数及び即応可能なI H E A T要員の確保数の目標は、次のとおりとします。

- 流行開始から1か月間に想定される業務量に対応する保健所の人員確保数 70人/日
- 即応可能なI H E A T要員の確保数 10人

3 関係機関及び関係団体との連携

本市は、保健所業務に係る内容について、平時から本市の関係部局や消防局、金沢市医師会等関係団体と連携します。

また、保健所は感染症発生時における連携体制を確保するために、平時から本市の関係部局や環境衛生試験所と協議し役割分担を確認します。

感染症対策に関する取り組み（事業等）

事業名	内容	今後の方向性	担当課
1 感染症対応物品のローリングストック	個人防護具、消毒等感染対策に必要な物品を常に一定量備蓄	検討	地域保健課
1 関係機関との情報共有ツールの検討	個人情報を保護しながら、関係機関間で情報共有ができるツールを検討し活用	検討	地域保健課
2-(1) BCP（業務継続計画）	BCP（業務継続計画）の見直し・発動基準の確認	継続	地域保健課
2-(2) 保健所電話AIサービス	電話相談内容についてAIが振り分けし、定型的な相談内容について、AIが対応	新規	地域保健課
2-(3) (5) 感染症等健康危機対応人材育成	IHEAT登録者の募集、登録IHEAT登録者等に対して研修を実施	新規	地域保健課
健康危機対処マニュアルの作成	平時から感染症健康危機に備えるため、健康危機対処マニュアルを作成	新規	地域保健課

第 11 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）

1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策

本市は、国が、感染症の患者の発生を予防し、又はまん延の防止をするために緊急の必要があると認め、本市に対して、法により行う事務について必要な指示があった場合は、迅速かつ的確な対応を行います。

国が国民の生命及び身体を保護するために緊急の必要があると認め、本市に対して感染症に関する試験研究又は検査を行っている機関の職員の派遣、その他特定病原体等による感染症の発生の予防又はまん延の防止のために必要な協力を要請する場合は、迅速な対策が講じられるよう、必要な協力を行います。

本市は、新感染症の患者の発生や生物兵器を用いたテロリストによる攻撃が想定される場合など、十分な知見が集積されていない状況で感染症対策が必要とされる場合は、県や国へ、職員や専門家の派遣等の支援を求めます。

2 緊急時における県や国との連絡・連携体制

(1) 県や国との連携

本市は、法第12条第2項に規定する国への報告を確実にを行います。特に新感染症への対応や、その他感染症への対応について緊急と認める場合には、県や国との緊密な連携を図ります。

(2) 検疫所との連携

本市は、検疫所から一類感染症等の発見について情報提供を受けた場合には、検疫所と連携し、同行者等の追跡調査、その他必要と認める措置を行います。

3 緊急時における地方公共団体相互間の連絡体制

(1) 地方公共団体との連絡体制

本市は、県や他の保健所設置市等と緊密な連絡を保ち、感染症の発生状況、緊急度等を勘案し必要に応じて相互に応援職員、専門家の派遣を行います。

(2) 関係市町への情報提供

本市は、関係市町に対して、感染症の発生状況や緊急度を勘案し、必要な情報を提供するとともに、本市と県との緊急時における連絡体制を整備します。複数の市町にわたり感染症が発生した場合であって、かつ緊急を要するときは、本市は県と連携し、対応します。

(3) 他の都道府県との協力体制

複数の都道府県等にまたがって、感染症が発生した場合又はそのおそれがある場合に、本市は、県や関係する都道府県等と協力し、対応します。

4 関係団体との連絡体制

本市は、金沢市医師会等の関係団体と緊密な連携を図り連絡体制を構築します。

5 緊急時における情報提供

本市は、緊急時においては、市民に対して感染症の患者の発生の状況や医学的知見など市民が感染症予防等の対策を講ずる上で有益な情報を、パニック防止という観点も考慮しつつ、可能な限り提供します。この場合、情報提供媒体を複数設定し、理解しやすい内容で情報を提供します。

感染症対策に関する取り組み（事業等）

事業名	内容	今後の方向性	担当課
5 緊急時における情報発信	ホームページ等を通じて、感染症の正しい情報を市民に提供	継続	地域保健課

第12 その他感染症の予防の推進

1 施設内感染の防止

(1) 本市の果たすべき役割

病院、診療所、高齢者福祉施設等において感染症が発生し又はまん延を防止するため、本市は最新の医学的知見等を踏まえた施設内感染防止に関する情報を病院、診療所、高齢者福祉施設等の開設者又は管理者に適切に提供します。また、本市は施設内感染に関する情報や研究の成果及び講習会・研修に関する情報を金沢市医師会等の関係団体の協力を得つつ、病院、診療所、高齢者福祉施設等の現場の関係者に普及し活用を促していきます。

(2) 病院、診療所、高齢者福祉施設等の開設者又は管理者の果たすべき役割

病院、診療所、高齢者福祉施設等の開設者又は管理者は、本市から提供された感染症に関する情報に基づき、必要な措置を講ずるとともに、平時より施設内の患者及び職員の健康管理を進めることにより、感染症が早期に発見されるように努める必要があります。さらに、医療機関においては、院内感染対策委員会等を中心に院内感染の防止に努めるとともに、実際に行った措置を本市や他の施設に提供することにより、共有化を図る役割があります。

2 災害防疫

災害発生時における感染症の発生の予防及びまん延の防止の措置は、生活環境が悪化し、被災者の病原体に対する抵抗力が低下する等の悪条件下に行われるものであるため、本市は迅速かつ的確に所要の対策を行い、感染症の発生の予防及びまん延の防止に努めます。その際、保健所を拠点として医療機関の確保、防疫活動、保健活動などを迅速に実施します。

3 動物由来感染症対策

(1) 獣医師等に対する届出義務の周知と市民への情報提供

本市は、動物由来感染症に対する必要な措置が速やかに行えるよう、獣医師等に対し、法第13条に規定する届出や狂犬病予防法（昭和25年法第247号）に規定する届出義務について周知を行います。また、ワンヘルス・アプローチに基づき、保健所等と関係機関及び金沢市医師会、石川県獣医師会などの関係団体と連携を図り、市民へ情報提供を進めます。

(2) 動物を飼育する者の努め

ペット等の動物を飼育する者は、市民に提供された情報等により動物由来感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払う必要があります。

(3) 積極的疫学調査に必要な体制の構築

本市は積極的疫学調査の一環として動物の病原体保有状況調査により広く情報を収集します。そのために、保健所の感染症対策部門、環境衛生試験所、動物愛護部門等と連携を図りながら調査に必要な体制を構築します。

(4) 動物由来感染症の予防及びまん延の防止対策

動物由来感染症の予防及びまん延の防止対策については、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物に対する対策や、動物取扱業者への指導、獣医師との連携等が必要であることから、保健所の感染症対策部門は動物愛護部門と連携しながら対策を講じます。

4 外国人に対する適用

法は、国内に居住し又は滞在する外国人についても同様に適用されるため、保健所の窓口等に我が国の感染症対策について外国語で説明したパンフレットを備えるなどの必要な対策を行います。

5 薬剤耐性対策

本市は、医療機関において薬剤耐性の対策及び抗菌薬の適正使用が行われるよう、薬剤耐性菌に関する研究事業への協力等を通じて医療機関や県と連携し、薬剤耐性対策を推進します。

感染症対策に関する取り組み（事業等）

事業名	内容	今後の方向性	担当課
4 外国人への情報提供	ホームページに掲載の感染症情報を外国語（英語、韓国語、中国語（簡体、繁体）ポルトガル語、スペイン語、ドイツ語、フランス語）で提供	継続	地域保健課
4 服薬支援に関する多言語版モバイルアプリの活用	結核登録患者と多言語に対応できるアプリを通して服薬の確認、治療継続を支援	新規	地域保健課
他の医療機関と連携（診療所）	近隣の診療所から感染対策に関する相談を受付し、依頼に応じて各施設の感染対策について確認や助言を実施	継続	市立病院
他の医療機関と連携（病院）	県内南部の病院と連携し、相互的に感染対策について評価を実施	継続	市立病院
結核患者の療養支援	結核と診断された患者の入院中の療養支援及び退院後の生活に向けて関係各所と連携	継続	市立病院
DOTS（家庭訪問指導）	結核登録患者に対して、確実に服薬すること等必要な保健指導を実施	継続	地域保健課

資料編

用語一覧

用語	意味など
保健医療調整コーディネーター	感染症に係る保健医療調整本部が県に設置された際に患者の入院先調整等の実務を行う調整班業務を統括する医師等の専門家
感受性対策	ワクチンの接種によりあらかじめその病気に対する免疫を獲得させ、感染症が発生した場合に罹患する可能性を減らし、重症化を防ぐ
感染症発生動向調査 (感染症サーベイランス)	法（第 12 条及び第 14 条）に基づき、診断医療機関から保健所へ届出のあった情報について、保健所から都道府県庁、厚生労働省を結ぶオンラインシステムを活用して収集し、専門家による解析を行い、国民、医療関係者へ還元（提供・公開）することで、感染症に対する有効かつ的確な予防対策を図り、多様な感染症の発生・拡大を防止するもの
新型インフルエンザ等感染症	一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもので、次に掲げる感染性の疾病をいう。新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症
動物等取扱業者	法第 5 条の 2 第 2 項に規定する、動物又はその死体の輸入、保管、貸出し、販売又は遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設若しくは場所における展示を業として行う者をいう
指定感染症	既に知られている感染症の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）で、法の規定の全部又は一部を準用しなければ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定める感染症
新感染症	人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症
積極的疫学調査	法第 15 条に規定する感染症などの色々な疾病について、発生した集団感染の全体像や疾病の特徴などを調べることで、今後の感染拡大防止対策に用いることを目的として行われる調査

用語	意味など
指定届出機関	都道府県知事が指定した、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所
二次医療圏	主として病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域 石川中央の二次医療圏：金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町
対人措置	法第4，5章に規定する措置。検体の採取等、健康診断、就業制限及び入院勧告又は措置
対物措置	法第5章に規定する措置。個人や団体の所有物に対する、消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除、物件に対する廃棄等の措置、建物への立ち入り制限又は封鎖、交通の制限及び遮断等の措置
再興感染症	結核等、近い将来克服されると考えられていたものの再び流行する傾向が出ている感染症
IHEAT 要員	地域保健法第21条第1項に規定する者（同項に基づき県又は保健所設置市の長が、管轄する区域内の地域保健対策に係る業務に従事すること又は当該業務に関する助言を行うことを要請する、地域保健の専門的知識を有する者であって厚生労働省令で定めるもののうち、あらかじめこの項の規定による要請を受ける旨の承諾をした者）
リスクコミュニケーション	リスク分析の全過程において、リスク評価者、リスク管理者、消費者、事業者、研究者、その他の関係者間で、情報及び意見を相互に交換すること。リスクの評価の結果及びリスク管理の決定事項の説明を含む
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと
動物の病原体保有状況調査	動物由来感染症の病原体の動物における保有の状況に係る調査

感染症法の対象となる感染症定義・類型

分類	感染症の疾病名等
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱
二類感染症	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9）
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
四類感染症	E型肝炎、ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む）、A型肝炎、エキノコックス症、黄熱、オウム病、オムスク出血熱、回帰熱、キャサヌル森林病、Q熱、狂犬病、コクシジオイデス症、エムポックス、ジカウイルス感染症、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る）、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、炭疽、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、鳥インフルエンザ（H5N1及びH7N9を除く）、ニパウイルス感染症、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、鼻疽、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、ヘンドラウイルス感染症、発しんチフス、ボツリヌス症、マラリア、野兎病、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、類鼻疽、レジオネラ症、レプトスピラ症、ロッキー山紅斑熱
五類感染症	アメーバ赤痢、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）、カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症、急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く）、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く）、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、後天性免疫不全症候群、ジアルジア症、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、水痘（患者が入院を要すると認められるものに限る）、先天性風しん症候群、梅毒、播種性クリプトコックス症、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、麻しん、薬剤耐性アシネトバクター感染症、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、感染性胃腸炎、水痘、手足口病、伝染性紅斑、突発性発しん、ヘルパンギーナ、流行性耳下腺炎、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型イン

分類	感染症の疾病名等
五類感染症	フルエンザ等感染症を除く）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）であるものに限る）、急性出血性結膜炎、流行性角結膜炎、性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、淋菌感染症、クラミジア肺炎（オウム病を除く）、細菌性髄膜炎（侵襲性インフルエンザ菌、侵襲性髄膜炎菌、侵襲性肺炎球菌を原因として同定された場合を除く）、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、マイコプラズマ肺炎、無菌性髄膜炎、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ（現在、該当する感染症はありません） 再興型インフルエンザ（現在、該当する感染症はありません） 新型コロナウイルス感染症（現在、該当する感染症はありません） 再興型コロナウイルス感染症（現在、該当する感染症はありません）
指定感染症	現在、該当する感染症はありません
新感染症	現在、該当する感染症はありません

(令和6年8月現在)

金沢市感染症予防計画
(感染症の予防のための施策の実施に関する計画)

金沢市保健所地域保健課

〒920-8533 金沢市西念3丁目4番25号

電話 076-234-5102 FAX 076-234-5104

E-mail tikiho@city.kanazawa.lg.jp